

■全体構成

- 第1部 基本的事項
(背景と目的、みどりの定義、みどりの役割、計画期間)
- 第2部 みどりの状況と課題
(社会動向、福岡市のみどりの状況・みどりの課題)
- 第3部 基本理念とみどりの将来像
(基本理念、みどりの将来像、将来像を実現するための基本方向、総括目標)
- 第4部 計画推進に向けた方策
(施策方針、施策内容・成果指標、リーディングプロジェクト、緑化重点化地区及び保全配慮地区の方針)
- 第5部 区別計画
- 第6部 計画の進行管理

<みどりの将来像図>



3 骨子案

1. 基本理念

- 課題解決に向けて、**社会情勢の変化**や**世界的潮流**、**市民の意見**等を踏まえて、取り組んでいく。
- 多様な主体に、**みどりのまちづくり**に携わってもらうため、
基本方向をはじめ、様々な取組みをより分かりやすく表現していく。

社会情勢の変化など	市民からの意見	学識経験者等からの意見
・世界の動向 (SDGsの実現、Well-beingの向上、カーボンニュートラル・ネイチャーポジティブへの貢献) ・国の動向 (グリーンインフラの推進、緑とオープンスペースの基本的考え方) ・超高齢社会などの人口構造の変化 ・気候の変動(気温の上昇など)	・公園や街路等の身近なみどりの充実 ・都心部における緑化の推進 (特に天神・博多駅周辺) ・子どもが遊びやすい公園の整備や除草などの維持管理の充実 ・住宅の緑化が進んでいないと感じる ・自宅、公園など、身近なところからみどりのまちづくり活動に参加したい	・他計画と連携し、みどりを議論すべき ・市民・企業などとの花や緑に関する活動の見える化が重要 ・自然災害リスクは高まっており、防災に対する考え方が重要 ・農地や風致地区、緑地保全林地区の保全とともに活用も考えるべき ・住宅の緑化を進める表現を計画に盛り込むべき

など

計画改定の方針

- ・ “みどりを大切にする姿勢”の明確化
- ・ “子ども・若者”の視点を追加
- ・ 特色あるみどりの創出
- ・ 計画・事業の再定義
- ・ “共働”の拡大

基本理念：『花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして』

～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～

基本方向	基本方向	横断的な視点 (世界的潮流)
基本方向1	みどりの骨格を守る	● Well-beingへの貢献 ● SDGsへの貢献 ● ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラルへの貢献
基本方向2	山と海をみどりの道で結ぶ	
基本方向3	みどり豊かな拠点を創る	
基本方向4	身近な暮らしの中のみどりを活かす	
基本方向5	みどりで安全・安心なまちを支える	
基本方向6	行政・市民・企業など様々な主体が みどりのまちづくりに 携わる	グリーンインフラの推進

※本計画期間内に、SDGsの目標達成年次の2030年を迎えるが、2030年以降も未達成目標への貢献を継続

2. 総括目標



- 全市域におけるみどりの面積（うち持続性のあるみどりの面積）
- 都市緑化によるCO₂吸収量
- 身近に花や緑があり、潤いと安らぎを感じている市民の割合

3. 基本方向

基本方向1 みどりの骨格を守る

福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」を、市民・企業等の多様な主体との共働により、守り、育て、つないでいく。

方針1 「みどりの輪」と「みどりの帯」を守る

- 生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、水源かん養などの多様な公益的機能を発揮し、市民の生活基盤を形成している「みどりの輪」「みどりの帯」を保全し、質の向上に取り組む。

<主な施策>

- 森林の保全・管理
 - ・スギ・ヒノキ林の広葉樹などへの植替え
 - ・森林の間伐などの手入れや良好な林床の維持
- 樹林地の保全・管理
- 民間開発における協議・指導
 - ・開発許可の際の緑地の保全
- 生物多様性の保全・回復・創出に向けた取り組み

など

方針2 山地・丘陵地のみどりを楽しみ、活かす

- 多様な主体の共働により樹林地の保全・管理活動の充実を図るとともに、身近な自然を体験し、学ぶ場を創出することで、みんなに親しまれる森づくりに取り組む。

<主な施策>

- 森林とのふれあいの場の充実
 - ・環境学習や野外活動などの活用の推進、活動拠点の整備
 - ・森林を活かした活動プログラムの提供
- 市民・企業などの参加による樹林地の管理活動の促進

など



<環境学習>



<野外活動>



<竹林の管理>

方針3 博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ

- 博多湾を囲む連続した緑地と水際空間を形成し、市民の憩いの場、渡り鳥をはじめとする多様な生物の生息地となっている「博多湾水際帯」の保全に取り組む。

<主な施策>

- 博多湾の環境保全
 - ・海岸林の保全
 - ・干潟の保全
 - ・藻場の造成（アマモ場づくりなど）
- 市民が海辺とふれあえる公園整備

など

基本方向2

山と海をみどりの道で結ぶ

みどりの骨格を結ぶ位置にある、河川や街路樹、農地などの様々なみどりの充実を図ることで、みどりの道を創り、ネットワークを形成し、水とみどりの景観向上や生物多様性の保全・回復・創出に取り組む。

方針1 水辺のみどりを充実させる

■ 水とみどりの美しい景観を形成し、生物の生育・生息空間となる河川を保全するため、良好な水質の確保、適正な維持管理、みどりの創出を図るとともに、水に親しむ場の創出などの活用に取り組む。

<主な施策>

○河川の保全

- ・水源となる樹林地の保全及び植生の維持
- ・治水対策の推進

○河川敷の緑化

- ・緑地の整備、親水護岸の整備

○水辺環境の魅力づくり

など

方針2 まちなかのみどりを充実させる

■ 都市景観の向上や生物の生育・生息空間の確保に向けて、樹林地や街路樹などのみどりのネットワークの充実に取り組み、みどりの連続性を確保する。

<主な施策>

○樹林地の保全・管理（再掲）

○街路樹の整備・管理

○公園の整備・管理

○公共施設の緑化推進

○民有地の緑化促進

○生物多様性の保全・回復・創出に向けた取組み（再掲）

など



<特別緑地保全地区>
鴻巣山



<保存樹>
南区みやけ通り



<街路樹>
国体道路（市管理）

方針3 農地を守り、農と親しむ

■ 生物の生育・生息空間や水源かん養などの機能も果たし、みどりの風景の源である農地について、保全や活用に取り組む。

<主な施策>

○持続できる強い農業の推進

- ・多様な担い手の確保と育成
- ・生産基盤（ため池や井堰、水路など）の整備
- ・生産緑地地区の指定

○農とふれあう機会の創出

- ・市民農園の活用、農福連携の推進

など

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

世界に誇れる都市の実現に向けて、様々な手法を用いて緑化を推進・促進するなど、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりを市民・企業とともにつくる。

方針1 都心部などに象徴的なみどりをつくる

- 都心部や大規模な公園などにおいて、みどりあふれる個性と風格のある景観をつくり、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進める。

<主な施策>

○みどりあふれる憩いや賑わいの拠点創出

- ・市民の憩いの場で、歴史・芸術文化・観光の発信拠点づくり
- ・植物園における花による共創の場づくり

○公共施設の緑化推進（再掲）

○民有地の緑化促進（再掲）

など

方針2 歩いて楽しめる街並みをみどりでつくる

- みどりを効果的に取り入れることで、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい街並みの創出に取り組む。

<主な施策>

○街路樹の整備・管理（再掲）

○公園の整備・管理（再掲）

- ・立ち寄りたくなる公園づくり

○水辺環境の整備（再掲）

○まちなかの花壇の整備・運営

など

方針3 身近な場所に魅力的なみどりをつくる

- まちの特徴を踏まえ、公園の整備・管理に取り組むとともに、公共施設や民有地など、様々な場所でみどりによる潤いや安らぎが感じられるまちづくりに取り組む。

<主な施策>

○公園の整備・管理（再掲）

- ・公園の新規整備、拡張整備・再整備、管理の充実
- ・歴史を学べる公園や風致を享受する公園など、特徴的な公園の整備

○公共施設の緑化推進（再掲）

○民有地の緑化促進（再掲）

- ・緑化助成制度の拡充

○街路樹の整備・管理（再掲）

- ・特色ある街路樹空間の整備、管理の充実

など



<公園の拡張整備>
桧原桜公園



<街路樹空間の整備>
雑餉隈桜並木通り



<民有地の緑化促進>
個人住宅の緑化

基本方向4

身近な暮らしの中のみどりを活かす

今後の社会情勢を踏まえ、多様な主体の参画のもと、公園の適正な管理や利用ルールの柔軟化を図るなど、誰もが自分らしく健康で豊かな生活を楽しめるみどりづくりを進める。

方針1 みどりで誰もが愛着を持てるまちをつくる

- 多様な主体の参画のもと、使いやすく利用してもらえるような公園等の整備を進めるとともに、管理や運営体制の充実を図ることで、みんなに親しまれるみどりづくりに取り組む。

<主な施策>

○公園の整備・管理（再掲）

- ・ワークショップや説明会の実施による多様な市民ニーズを踏まえた整備・管理
- ・民間のノウハウを活用した公園の賑わい創出に資する施設の導入
- ・誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる広場の整備・運営
- ・市民や企業などによる公園の管理活動の促進
- ・地域独自の利用ルールづくりと自律的な管理運営による使いやすい公園づくり

○街路樹の整備・管理（再掲）

- ・市民や企業などによる管理活動の促進

など



<民間活力の導入>
明治公園



<子どもが遊べる広場の整備>
百道中央公園



<地域によるルールづくり>
百道浜中公園

方針2 みどりで生活に彩りや潤いをもたらす

- みどりを大切にし、資産を有効活用することで、身近な生活において、安らぎを感じられる、癒しのあるまちづくりを進める。

<主な施策>

○まちなかの花壇の整備・運営（再掲）

- ・市民や企業などによる花づくり活動の促進

○みどりストックの有効活用

- ・公園を活用した新たな収入の確保
- ・間伐などで発生した木材をベンチなどに利用
- ・公共工事に伴い発生する移植木を活用した公園の整備

など

方針3 みどりでまちに風格を与える

- 歴史を感じることができるみどりを守り、継承するとともに、みどりを通した文化的な生活を育み、風格あるまちを醸成する。

<主な施策>

○法律・条例等によるみどりの担保

- ・保存樹の指定・保全

○公園の整備・管理（再掲）

- ・史跡・遺跡の公園的整備
- ・文化施設と公園の一体的整備

など

基本方向5

みどりで安全・安心なまちを支える

災害に強いまちづくりを進めるため、みどりの持つ防災機能を高め、グリーンインフラを推進するとともに、災害時の危機管理体制や地域防災力の強化、日常生活におけるみどりの安全確保を図る。

方針1 災害を防止するみどりを充実する

- 雨水流出抑制や防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能を高めるため、グリーンインフラとして、みどりの保全や整備、適正な管理に取り組む。

<主な施策>

- 森林の保全・管理（再掲）
- 樹林地の保全・管理（再掲）
- 公園の管理・整備（再掲）
 - ・ 透水・保水機能を高める整備
- 街路樹の整備・管理（再掲）
- 河川の保全（再掲）
- 博多湾の環境保全（再掲）
 - ・ 海岸林の保全

など

方針2 災害時に機能するみどりをつくる

- 災害時の避難場所や避難路となるみどりの確保や、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮する公園づくり、災害時の防災拠点となる公園の周知などに取り組む。

<主な施策>

- 公園の整備・管理（再掲）
 - ・ 避難や救急・救護活動のためのオープンスペースの確保
- 災害時の協力体制の強化
- 地域による防災力の向上
 - ・ 地域との連携による防災設備の設置（防災倉庫の設置支援など）
 - ・ 出前講座等による防災拠点の周知

など

方針3 誰もが安全に利用できるみどりを広げる

- 利用者の安全確保や防犯機能の強化を図り、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全・安心に生活できるよう、地域の見守り体制構築に向けて利用促進に取り組む。

<主な施策>

- 公園の整備・管理（再掲）
 - ・ 公園のバリアフリー化の推進
 - ・ 公園施設の点検、修繕、更新
- 地域による防犯力の向上
 - ・ 地域による清掃や花づくりなどの利用促進
 - ・ 防犯カメラの設置支援

など



<防災意識を高めるイベント>
舞鶴公園



<公園のバリアフリー化>
出入口の幅員の確保・平坦化



<公園のバリアフリー化>
傾斜部へのスロープや手すりの設置

基本方向6 行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

花と緑あふれるまちづくりに向けて、市民・企業など多様な主体との共働の拡大を図るため、様々な啓発事業を実施するとともに、活動の場づくりや支援の充実を行い、みどりのまちづくり活動の輪を広げる。

方針1 みどりに関心を持つきっかけを増やす

- みどりに関わりを持ち、みどりを知る機会を創出することで、みどりのまちづくり活動を始めたくなるきっかけづくりに取り組む。

<主な施策>

- 国内外からの集客イベントの充実や情報発信の強化
- 市民・企業などとの共働による植樹運動
- 環境学習の推進

など

方針2 みどりのまちづくり活動への参加を促進する

- 多様な主体が活動に参加しやすい場づくりや、活動の促進、継続のための支援に取り組む。

<主な施策>

- 多様な主体が活動できる場の創出
 - ・制度の周知や市民・企業などのニーズに対応した新たな仕組みづくり
- 持続可能な管理体制の構築
 - ・活動に対する支援の充実、活動を担う新たな人材の発掘

など

方針3 みどりのまちづくり活動の輪を広げる

- 専門知識や技能を持ったみどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材の育成や、市民・企業などの活動の支援、みどりに関する多様な主体との連携強化に取り組む。

<主な施策>

- みどりに携わる人材の能力向上
 - ・人材育成や活躍できる場の創出
- みどりに関する多様な主体との連携強化

など



<地域との植樹運動>
街路樹の植樹



<地域・企業による花壇づくり>
ボランティア花壇



<花づくりの人材育成>
ガーデナー講座

<一人一花運動>

市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、ありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花によるまちづくりを目指す取組み



<都心の森1万本プロジェクト>

良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業と共働し、都心部をはじめとして全市域における植樹運動の展開を図り、緑豊かなまちづくりを推進する取組み



4. 成果指標

みどりの基本計画の改定については、市民や議会、有識者等からの意見を伺いながら検討を進めてきており、今回、基本理念や総括目標、基本方向、主な施策を案としてまとめているが、今後、成果指標についても、指標の分かりやすさや的確性等も踏まえつつ、アウトプット（客観指標）とアウトカム（主観指標）のどちらの視点も取り入れながら、検討を進めていく。

<成果指標の設定（イメージ）>

基本方向1 みどりの骨格を守る

- <指標例>
- ・永続性のある樹林地の面積
 - ・絶滅危惧種等の確認種数
 - ・山林のみどりが豊かであると感じている市民の割合
- など

基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ

- <指標例>
- ・河川・水辺等、道路のみどり、特に保全すべき農地の面積
 - ・河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合
 - ・道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合
- など

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

- <指標例>
- ・都心部の緑被面積、緑被率、植樹本数
 - ・市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数
 - ・都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合
- など

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

- <指標例>
- ・公共公益施設のみどりの面積
 - ・民有地のみどりの面積
 - ・地域の公園に親しみを感じている市民の割合
- など

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

- <指標例>
- ・避難場所（地区・広域避難場所）として指定された公園数
 - ・園路及び広場をバリアフリー化した公園数
 - ・地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合
- など

基本方向6 行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

- <指標例>
- ・新たに地域や企業等と連携していく公園の数
 - ・一人一花運動関連制度への登録数
 - ・福岡市の街並みは、花で彩られていると感じている市民の割合
- など

3 今後の進め方

令和7年度の改定を目指し、検討委員会にて有識者等から助言をいただきながら検討を深め、適宜議会にも報告しながら改定に取り組んでいく。

令和 7 年度 福岡市土地開発基金事業計画案について

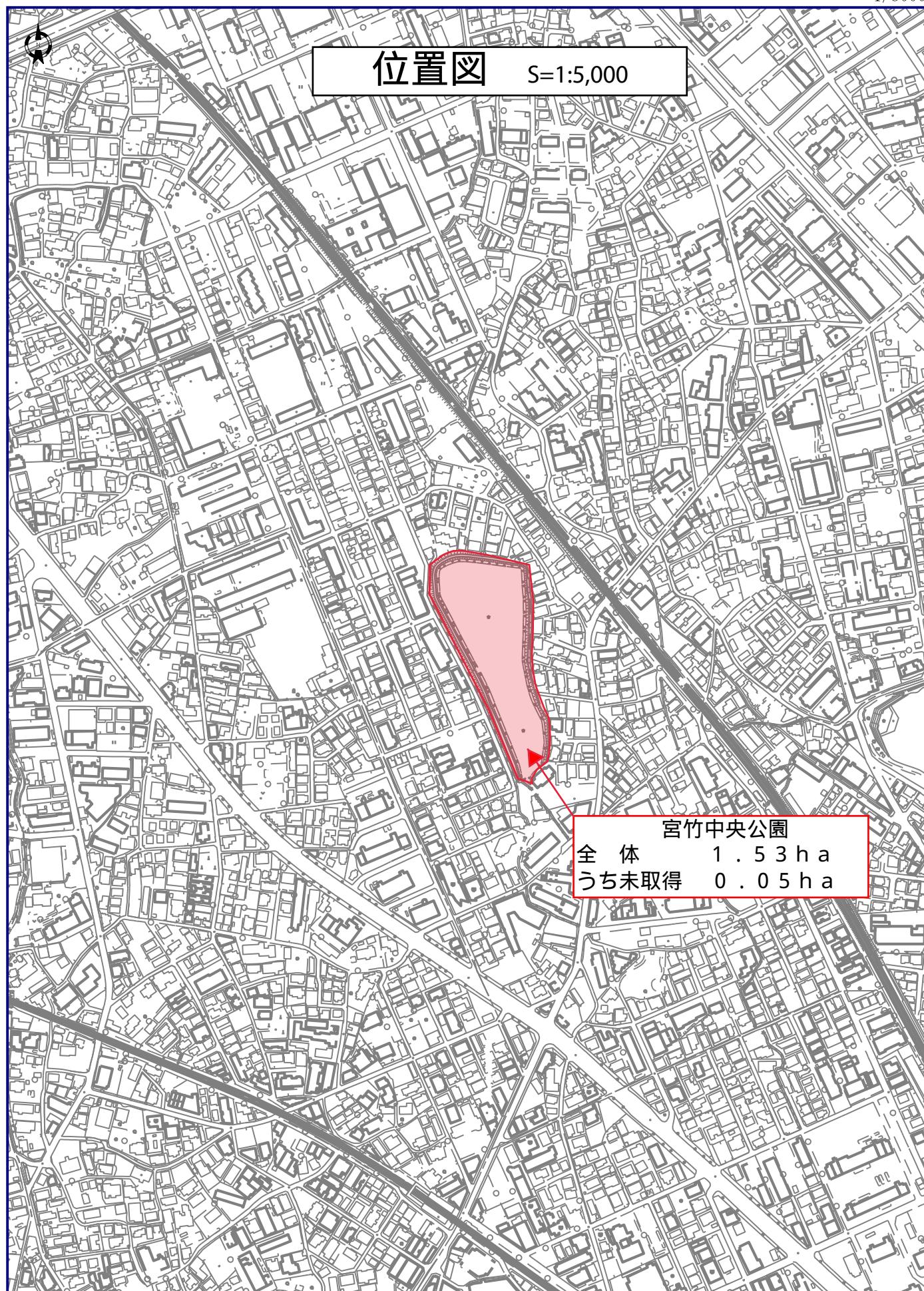
■都市公園整備

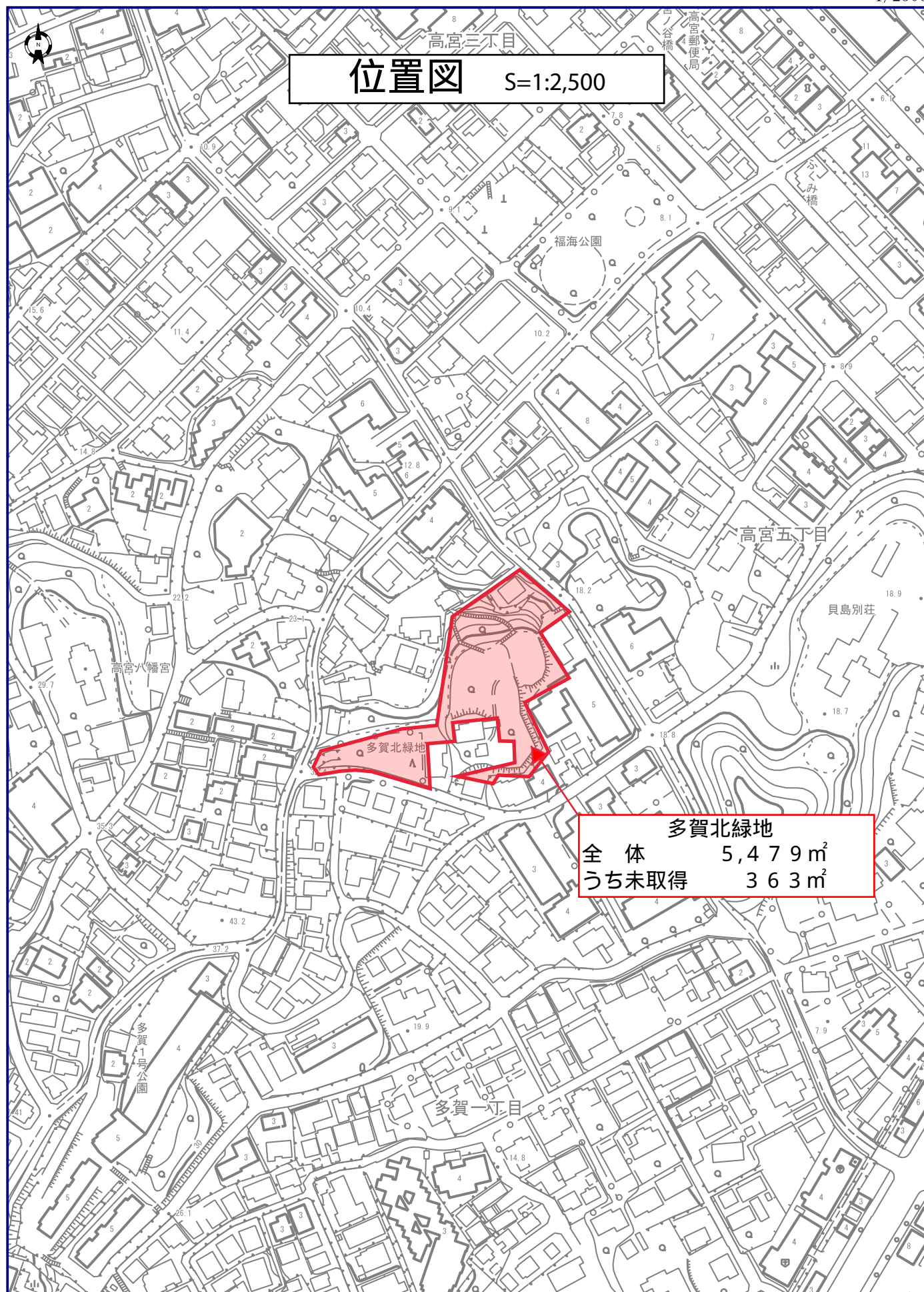
都市公園の整備を効率的に推進するため、福岡市土地開発基金を活用し、用地の先行取得を行うもの。

予定箇所	事業の概要・目的	令和 7 年度計画		用地取得 予定価格	備考
		用地取得面積 (㎡)	区画数 (件)		
(仮称) 早良 運動公園 (早良区四箇 四丁目地内)	市民全般のスポーツニーズ等に対応するため、当該公園の整備推進を図るもの。	20,588	18	不動産価格評 定委員会の評 定価格	
宮竹中央公園 (南区井尻 二丁目地内)	近隣住民の休息やレクリエーションの場、災害時の避難場所となる当該公園の、整備促進を図るもの。	554	4	不動産価格評 定委員会の評 定価格	
多賀北緑地 (南区多賀 一丁目地内)	市街地に残る良好な緑地である多賀北緑地について、保全と機能の向上を図るもの。	363	-	不動産価格評 定委員会の評 定価格	補償物件 含む
事業計画額		870,000 千円			

基金への返還残高 (令和 6 年度末見込み)	427,942 千円	
---------------------------	------------	--

-33-





Park-PFI制度を活用した公募について

公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上、また、地域のニーズや市の施策推進に資する取り組みの一つとして、Park-PFI制度を活用した公募について報告を行うもの。

1. 検討の経緯と結果

R4.3

平成29年の都市公園法改正を踏まえて、福岡市公園条例を改正し、公募設置管理制度（Park-PFI制度）の活用に必要な事項を規定

R4.5～

住宅都市局所管の市内全公園（当時1,685公園）を対象に、Park-PFI制度の活用に向けた民間サウンディング型市場調査を実施

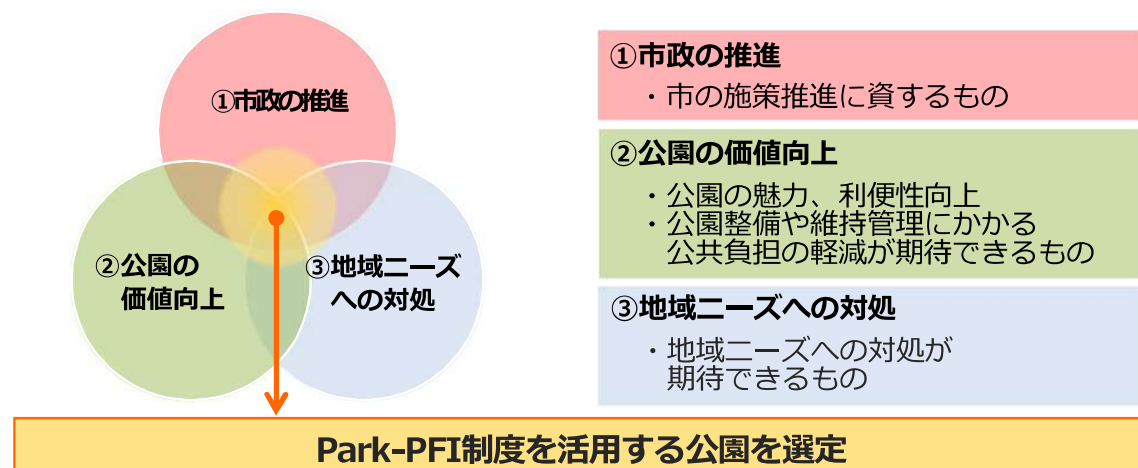
R4.9

Park-PFI制度が活用できると提案のあった26公園（R4.9月議会報告）

分類	提案公園
広域から利用者が集う公園（9公園）	アイランドシティ中央公園、箱崎公園、東平尾公園、山王公園、舞鶴公園、小戸公園、百道中央公園、今津運動公園、かなたけの里公園
都心部に立地する公園（8公園）	冷泉公園、中比恵公園、出来町公園、音羽公園、明治公園、警固公園、春吉公園、長浜公園
水辺など景勝地に立地する公園（3公園）	香椎浜北公園、清流公園、長垂海浜公園
その他（6公園）	多々良川緑地、貝塚公園、箱崎ふ頭記念公園、千代東公園、地行中央公園、今泉公園

【Park-PFI制度活用の考え方】

公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上、地域のニーズへの対処や市の施策推進を図るため、以下の視点で、**Park-PFI制度の活用を検討する。**



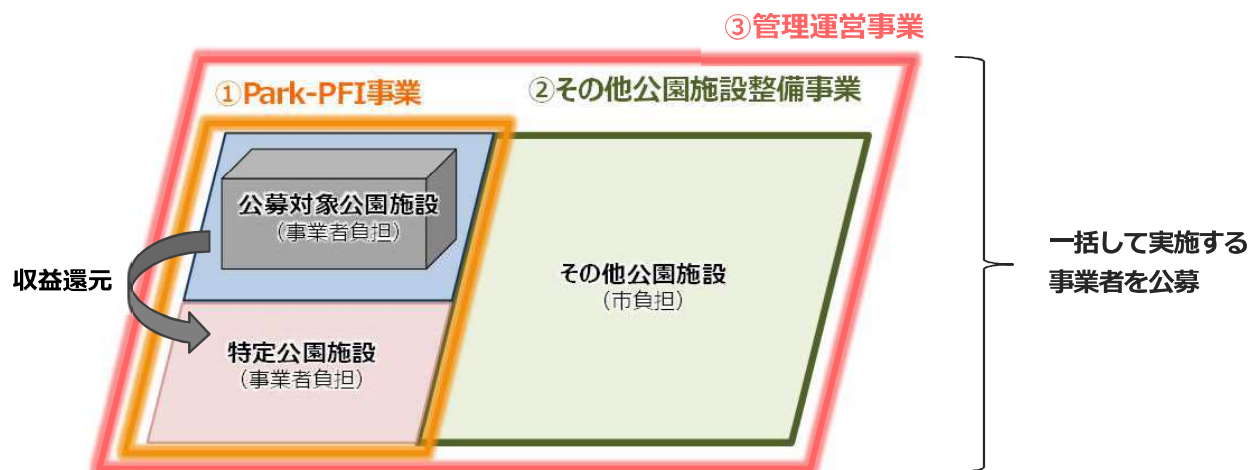
R7.3

音羽公園において**公募**

2. 事業者公募の概要

(1) 事業手法

- ・民間施設（公募対象公園施設）による収益を公園施設（特定公園施設）の整備に還元する「①Park-PFI事業」と、老朽化した公園施設の更新や新規の基盤整備を行う「②その他公園施設整備事業」、公園の維持管理や運営を行う「③管理運営事業」を、一括して実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。



(2) 応募者の構成

- ・応募者は、提案を実施し、継続できる企画力、技術力及び資金力等を有する単独又は複数の企業からなる企業等連合体とする

(3) 事業期間

- ・施設供用開始から20年間

(4) 公募条件

公園	音羽公園	
所在地	博多区博多駅南一丁目	位置図
公園面積	5,338㎡	
方針	・都心の森 1 万本プロジェクト等を踏まえた施設計画や運営計画	
公募対象公園施設	・公園利用者の利便性向上に資する公園施設	
公共施設	・公園再整備 (植栽及び基盤づくり、舗装、ベンチ、照明など)	
特定公園施設	・居心地の良い空間を構成する施設 (植栽、照明、ベンチなど)	
その他公園施設	・特定公園施設以外の公園施設	
管理運営	・植栽や施設の維持管理 ・清掃などの日常管理	
地域ニーズ	・公園愛護会活動への協力 ・喫煙対策の実施	

(5) 主な提案内容

①全体計画に関する提案内容

・基本方針 ・計画の実現性 ・地域貢献 ・環境対策

②施設整備計画に関する提案内容

・整備方針 ・公募対象公園施設の整備計画 ・特定公園施設の整備計画 ・その他公園施設の整備計画

③管理運営計画に関する提案内容

・管理運営方針 ・公園全体の管理運営計画 ・公募対象公園施設の管理運営計画

④価格に関する提案内容

・その他公園施設整備の負担額 ・特定公園施設の整備に係る提案額 ・公園使用料

3. 優先交渉権者の選定方法

市は、提案に対する評価を行うため、以下の提案評価委員会を設置しており、同委員会での評価結果を参考に、市において優先交渉権者、次順位優先交渉権者を決定する。

【音羽公園整備・管理運営事業提案評価委員会 委員名簿（令和7年2月設置）】

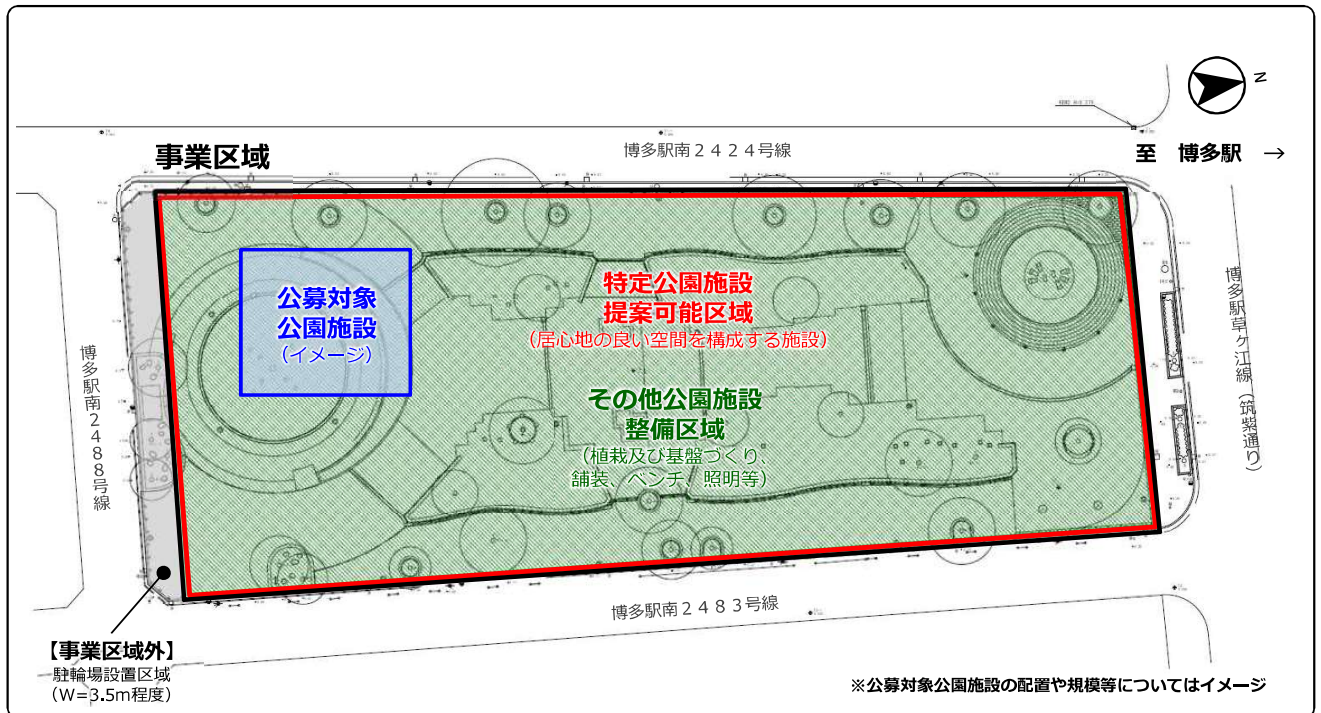
委員			役職	専門分野
①	委員長	あさひろ かずお 朝廣 和夫	九州大学 大学院芸術工学研究院 環境設計部門 教授	景観、まちづくり
②	副委員長	にしかわ まさみ 西川 真水	西日本短期大学 緑地環境学科 教授	造園計画
③	委員	いがうえ けいこ 伊賀上 恵子	公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー 事務局長	魅力向上・発信
④	委員	いけだ ゆか 池田 祐香	アテナ税理士法人 公認会計士・税理士	経営計画
⑤	委員	たのうえ けんいち 田上 健一	九州大学 大学院芸術工学研究院 環境設計部門 教授	建築計画
⑥	委員	みやもと しんたろう 宮本 信太郎	住宅都市局 公園部長	行政

(敬称略)

4. 公募スケジュール（予定）

予定時期	事項
令和7年 3月	公募要綱等の公表
令和7年 5月	応募表明書類の締切
令和7年 7月	提案書の受付締切
令和7年 8月	優先交渉権者の決定・通知

(参考1) 事業区域 (案)



(参考2) 評価項目 (案)

内容評価と価格評価を合算し、総合的に評価する

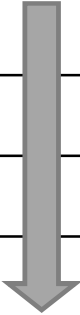
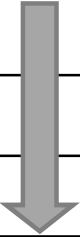
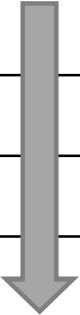
I 内容評価

1. 全体計画	
(1) 基本方針	・事業の基本的な考え方やコンセプト
(2) 計画の実現性	・事業の実施体制や事業スケジュール ・事業収支計画や資金調達計画 ・リスク管理や事業継続性
(3) 地域貢献	・地域ニーズへの対処や地域との連携 ・地場企業の活用など地域経済への貢献
(4) 環境対策	・環境負荷の低減や脱炭素社会実現に向けた取り組み
2. 施設整備計画	
(1) 整備方針	・施設配置計画、動線計画
(2) 公募対象公園施設の整備計画	・公園空間と調和した魅力ある建築意匠や空間デザイン ・公園利用者が利用しやすい施設計画
(3) 特定公園施設の整備計画	・公園の魅力向上に資する施設計画
(4) その他公園施設の整備計画	・公園の特性を踏まえた施設計画
3. 管理運営計画	
(1) 管理運営方針	・特性を踏まえた管理運営の考え方
(2) 公園全体の管理運営計画	・公園利用者が快適に利用できる維持管理計画 ・利用者サービスの向上に資する管理運営計画 ・公園の魅力発信
(3) 公募対象公園施設の管理運営計画	・公園利用者が利用しやすい運営計画

II 価格評価

提案価格	
提案価格	・その他公園施設の負担額や特定公園施設整備費提案額、公園使用料の提案価格 価格評価点 = 配点 × 提案額 / 最高提案額

(参考3) 各公園のスケジュール(予定)

事項	東平尾公園 (大谷広場)	清流公園	明治公園	香椎浜北公園	長垂海浜公園
優先交渉権者の 決定・通知					
事業実施協定書の 締結				令和7年3月	令和7年5月
工事着手				令和7年5月	令和7年11月
指定管理議案の 上程		令和7年12月	該当 なし	該当 なし	該当 なし
管理運営開始 (※)	令和7年4月	令和8年4月	令和8年4月	令和8年4月	令和8年7月

※東平尾公園(大谷広場)、清流公園については指定管理の開始日。

